

障害基礎年金

～病気やケガで
障害が残ったら～



* 国民年金加入中に、病気やケガで障害が残ったときや、20歳前の事故や病気などによって一定以上の障害（障害等級表1級・2級）になったとき、20歳以降に本人の請求により支給されます。

ただし、国民年金保険料の未納がある場合は支給されない場合があります。

・年金支給額（平成17年度）

1級障害・・・年間993,100円

2級障害・・・年間794,500円

・障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達した年度末までの子が、20歳未満の障害のある子）があるときは加算があります。

加算額2人目まで（1人につき）・・・年間228,600円

＃ 3人目以降（1人につき）・・・年間 76,200円

（例）22歳。厚生年金加入のAさんの場合

Aさんは学生時代の2年間、国民年金保険料を未納、学生納付特例制度も申請せず、会社に就職して3か月目に事故で大ケガをし、障害が残りました。



しかし...

Aさんは障害基礎（厚生）年金を受け取ることができませんでした。

ここで皆さんに質問です...

質問 どうしたら、障害基礎（厚生）年金を受け取れたのでしょうか？

答え 20歳から22歳までの2年間に学生納付特例を受けているか、保険料を納めていれば障害基礎（厚生）年金が受けられました。

*** 年金まめ知識 ***

保険料未納分は、過去2年分であれば遡って支払うことができますので、病気やケガをする前に納付しておくことが大切です。現在、保険料の納付が困難な方は、保険料免除（納付猶予）制度の申請をしてください。

こんなことになったら大変です!!



「障害等級表1級・2級」は、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

【問合わせ先】住民課 ☎68-3115 米子社会保険事務所 ☎34-6111